

日本地理的表示協議会規約

令和4年1月19日制定

令和6年3月4日改訂

令和6年5月17日改訂

令和7年6月4日改訂

1 名称

この協議会は、日本地理的表示協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、地理的表示（以下「GI」という。）保護制度とその活用を更に発展させるため、GI登録生産者団体の団結を図るとともに、GI登録生産者団体等が連携して事業を行うことにより、GI登録生産者団体の活動の活性化及びGI保護制度の認知度向上を図ることを目的とする。

3 会員

（1）協議会の会員は、次のとおりとする。

① 正会員

GI登録生産者団体であって、協議会の目的に賛同する者

② 協力会員

GI登録生産者団体の活動に協力する経済団体、農林水産団体その他の関係団体、関係省庁、有識者等であって、協議会の目的に賛同する者

③ 特別協力会員

協力会員にあつてGI登録生産者団体の活動に特に協力する者。年会費一口50万円とする。特別協力会員は以下の権利を有する。

- ・ 協議会が発行する広告媒体等へ名称・ロゴの掲載。
- ・ 協議会において会員向けのセミナー・勉強会等の開催。
- ・ GIアドバイザー推薦枠の確保。
- ・ 幹事会へのオブザーバー参加及びプレゼンテーション。

（2）会員のほか、目的に賛同する企業・法人は、賛助会員として、協議会に参加することができる。賛助会員は一口10万円とし、以下の権利を有する。

- ・ 協議会が発行する広告媒体等へ名称・ロゴの掲載。
- ・ 協議会において会員向けのセミナー・勉強会等の開催。

（3）新たに会員又は賛助会員（以下「会員等」という。）になろうとする者は、事務局に申し出、総会又は幹事会の承認を得るものとする。幹事会の承認により会員が追加された場合にあつては、その幹事会の開催の日の直後に開催される総会で報告を行うものとする。

4 活動

協議会は、次の活動を行う。

- (1) GI 保護制度の認知度向上、新規申請支援
- (2) GI 登録製品の販路拡大及び販売促進
- (3) GI 登録製品の侵害対策
- (4) 会員間の交流及び情報共有
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な活動

5 役員

- (1) 協議会に、会長及び副会長を置く。
- (2) 前項の会長をもって協議会の代表とする。
- (3) 協議会に、顧問を置くことができる。
- (4) 協議会の幹事は、正会員から選任する。
- (5) 協議会の役員は総会の決議によって選任する。
- (6) 協議会の役員の任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

6 総会・幹事会

- (1) 協議会の総会は、毎年1回程度開催する。
- (2) 正会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- (3) 総会は、事業計画に関すること、会員等の加入に関すること、役員の選任に関すること、協議会規約の変更その他協議会の運営に関する重要な事項を決議する。総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決する。出席できない会員は委任状を提出することができる。委任状も出席者とみなす。
- (4) 協議会に幹事会を設置する。
- (5) 幹事会は、幹事と会計監事により構成し、幹事については、追加等の変更を行うことができる。会計監事は幹事の中から選出されるものとする。
- (6) 幹事は、幹事会において、各1個の議決権を有する。
- (7) 幹事会は、会員等の加入に関すること、総会の議決した事項の執行に関すること、その他幹事会において必要と認めた事項について決議する。
- (8) 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決する。
- (9) 総会及び幹事会には、必要に応じて、専門家等の出席を求めることができる。
- (10) 会計監事は毎事業年度1回以上、協議会の会計を監査し、総会に報告する。

7 会費

協議会の運営に必要な会費の徴収については、幹事会において検討するとともに、会費の徴収が必要と認める場合には、総会に諮るものとする。

8 事務局

- (1) 協議会の事務局は、（一社）食品需給研究センター（東京都北区西ヶ原 3-1-12）

に置く。

- (2) 事務局は(一社)食品需給研究センター役職員で構成し、事務局員の中から事務局長を選出する。
- (3) 事務局長は会長を補佐して協議会の業務を執行する。
- (4) 事務局員の任期は特に設けない。
- (5) 事務局は当協議会の活動の拠点として位置付け、当協議会の活動内容全般の遂行のための事務処理、調整業務を行う。
- (6) 事務局に関する規程は、幹事会の議決を経て会長が別に定める。本規約および規程に定めのない事項については、(一社)食品需給研究センターの規程等の定めを準用する。

9 入退会

協議会への入会は、幹事会の承認により決定するものとし、協議会からの退会は、会員の申し出により行う。

10 規約の変更

この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

11 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、幹事会の協議により定める。